

# 地域創業助成金

地域再生の核となる産業における  
創業を支援します!

平成17年度  
スタート

創業

+

事業計画の  
認定

+

2人以上の  
雇入れ

その他、要件を満たすと...

## 創業経費の支援

創業経費の2分の1を支給

- ◎創業とは◎  
サービス10分野(※)や地域重点分野で、法人の  
設立又は個人事業の開始が対象です
- ◎支給額◎  
150万～500万円を限度として、創業から6ヵ月  
以内にかかった経費2分の1が支給されます  
(限度額は雇入れ人数等により異なります)

## 雇入れの支援

1人あたり最大30万円を支給

- ◎雇入れ◎  
創業から1年半以内に雇入れた非自発的  
離職者が対象です
- ※非自発的離職者とは...  
会社の倒産や定年など自らの意思によらずに前の  
会社を離職した人です
- ◎支給額(1人当たり)◎  
常用労働者 30万円  
短時間労働者 15万円

**最短で創業後3ヵ月で支給申請できます!!**

## 主な受給の要件

### 1. 地域貢献事業の 創業

以下の事業を主たる事業として行う法人の設立又は個人事業の開業を行うこと。

- ①サービス10分野(※)
- ②地域が選択する重点分野  
うるま市産業振興QOL向上プロジェクト分野  
(食料品製造業、その他の製造業、一般飲食店)

### 2. 地域貢献事業 計画の認定

創業から6ヵ月以内に、都道府県高年齢者雇用開発協会まで地域貢献事業計画の申請を行うこと。

### 3. 2人以上の 雇入れ

次のいずれにも該当する労働者を2人以上(うち1人以上は非自発的離職者)を現に継続して雇用すること。

- ①常用労働者又は短時間労働者(うち1人以上は常用労働者)
- ②雇入れ日現在で65歳未満の者
- ③創業の日から1年6ヵ月以内に雇い入れた者
- ④雇入れから3ヵ月以上経過した者

※サービス10分野

- ①個人向け・家庭向けサービス、②社会人向け教育サービス、③企業・団体向けサービス、④住宅関連サービス、  
⑤子育てサービス、⑥高齢者ケアサービス、⑦医療サービス、⑧リーガルサービス、⑨環境サービス、⑩地方公共団  
体からのアウトソーシング

問い合わせ先

(社) 沖縄雇用開発協会 電話098-891-8466